

定 住 施 策

| 市町村名 (問合せ先) | 事 業 名 | 事 業 概 要 |
|-----------------------------|---------------|---|
| 倉吉市 (0858) 22-8111(代) | ワンストップ相談窓口の開設 | Uターン者の相談を「たらい回し」することなく、ワンストップで対応する相談窓口を開設する。(企画部企画課若者定住推進室) |
| | 起業の促進 | 商業・サービス業を重点的に新規の起業をめざす就労意欲のある市民に対し、空き店舗などの提供を通じた起業家を育成するための支援を図ります。また、児童生徒を対象にした起業家促進プログラムの実施を検討します。 |
| | 企業誘致の推進 | 本市における企業立地の特徴を考慮し、地域資源を活用する分野(製造業のうち食品加工業など)や若年層の雇用につながる分野(IT関連企業等)等に、ターゲットを絞った戦略的・具体的な企業誘致に努めます。また、既存企業とこれまでに誘致した企業の連携により、地域産業の活性化を図ります。 |
| | 就業情報の提供 | 市内在住の若者、県外に進学しUターン就職を希望する学生等や県外から市内事業所等へ就職を希望する者に対し、ハローワークや商工会議所等関係機関との連携による就業情報の提供を行うとともに、就職合同説明会等の開催を検討します。 |
| | 市内雇用の促進 | 市内企業における雇用形態の現状から、これまで企業への支援策としてきた「企業立地促進補助制度」を、市民雇用の創出を重点に据えたものへの見直しや訪問による企業への働きかけ等を図り、市内企業における地元採用率の向上に努めます。さらに、市民雇用の促進が図られるための企業誘致においては、本市の企業立地の特徴等を考慮した戦略的かつ具体的な方向性を示しながら、取り組みの充実を図ります。 |
| | 生産基盤整備の支援 | 企業のニーズに合った研究等生産基盤の充実を図るため、県と共同して付加価値の高い製品づくりを支援する研究施設の確保に努めます。 |
| | 買い物しやすい環境づくり | 消費の流出抑制のため、空き店舗の有効活用とともに、観光客のための情報提供拠点や宅配サービス拠点、子育て支援サービスなどの機能を持たせた、また消費者ニーズを的確に捉えた新たな商店街づくりを支援します。 |
| | 中小企業への支援 | 中小企業の経営近代化や活性化、または新分野への進出、新技術の開発等についての各種融資制度の活用を推進します。また、ベンチャーキャピタルや産学連携、異業種間の交流を促進します。 |
| 三朝町 (0858) 43-1111(代) | 結婚 | 放課後児童対策事業 第3子保育料軽減子育て支援事業 |
| | 人材 | 元気な“みささ人”創造 パワーアップ交付金精度 |
| | 放課後児童健全育成事業 | 昼間保護者のいない家庭の児童の放課後における活動を支援。学級費必要。(おやつ代含む) 第3子以降の児童が保育園に入園している世帯で、入園している児童のうち1人の保育料を軽減する。 町民が自主的に取り組む活動を原則とし、地域づくりや起業活動、文化活動、人材育成などについて支援する。 |
| | 放課後児童健全育成事業 | 昼間保護者のいない家庭の児童の放課後における活動を支援。 |

| | | | |
|------------------------------|-----------|---|---|
| 湯梨浜町 (0858) 35-3111(代) | 結婚 | 子育て支援センター事業 | 地域の子育て家庭に対して、相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを実施し、育成支援を行う。 |
| | | 出産奨励祝金支給事業 | 第3子以降の児童の保護者に対し、出産祝金と入学祝金を支給し、1夫婦3人目以降の出産を奨励。若い力の結集により活性化を図る。出生時、小学校入学時それぞれ10万円。 |
| | | 保育料の減額 | 県内で最も低廉な保育料 若者が定着し、安心して子育てしやすい環境整備のため、県下で最も安い保育料を設定している。また、第3子以降の入所時の保育料を3分の1に軽減している。 |
| | 土地 | 宅地造成事業 | 土地開発公社が宅地造成し、分譲中。 |
| 琴浦町 (0858) 52-2111(代) | 土地 | 一般住宅用地造成事業 (土地開発公社) | 槻下北住宅団地 開発面積1.99ha 45区画(平成10年12月分譲開始) 槻下南住宅団地 開発面積1.90ha 23区画(平成13年8月分譲開始) 槻下南(2)住宅団地 開発面積0.97ha 23区画(平成15年6月分譲開始) |
| | | 定住促進奨励金 (土地開発公社) | 槻下南住宅団地に土地を取得し、新築入居した者に対し、定住促進奨励金30万円交付する。 |
| | | 住宅団地「きらりタウン赤碕」造成事業 | 鳥取県住宅供給公社により、分譲宅地171区画、公営住宅公園、利便施設の整備を行い、水と緑豊かな潤いのある生活環境を提供することによって、UJiターン及び若者の定住化を促進する。(分譲中) |
| | 結婚 | 定住促進奨励金交付事業 | 「きらりタウン赤碕」の分譲地を購入後、5年以内に入居された方(家庭)に60万円を交付する。 |
| | | 後継者結婚対策事業 | 農業を専業で営む者が結婚した場合、結婚祝金を支給する。 10万円/1組 |
| | | 保育料軽減事業 | 第3子以降の保育料を無料としている。また、保育園に入所している兄弟姉妹の保育料を2分の1に軽減する。 |
| | | 放課後児童クラブ事業 | 昼間保護者のいない家庭の児童(小1~小3)に対し、放課後における活動を支援する。長期休暇も実施 |
| 求職者支援 | 求職情報の提供 | 求職者の方々を対象に、毎週木曜日発行の「ハローワーク求人情報」を町ホームページに掲載し、求職支援を行っています。 | |
| | 新規正規雇用の拡大 | 町内に進出する企業や規模拡大を図る企業を対象に、北栄町産業振興奨励金の交付し、町内者の新規かつ正規雇用の拡大を支援しています。 | |
| | 求人企業支援 | 町内企業の紹介 | 求職者やその家族の方々を対象に、町内企業の事業内容について良く知ってもらい、又、身近であると感じてもらうため、町ホームページで企業紹介を行っています。 |

北栄町
(0858)
37-3111(代)

| | | |
|---------|-----------------|---|
| 住宅支援 | 空き家情報の提供 | 空き家所有者やUターン者等の空き家利用希望者の方々を対象に『空き家情報バンク』を開設し、現在、町ホームページ等で空き家情報の提供中です。 |
| | 移住奨励金の交付 | 空き家登録者及び利用登録者を対象に、北栄町移住奨励金を交付しています。 |
| 少子化対策支援 | 放課後児童クラブの設置 | 昼間保護者のいない家庭の小学3年生までの児童を対象に、放課後における活動の支援を行っています。 |
| | 子育て支援センターの設置 | 保育所・幼稚園への未就園児のいる家庭を対象に、子育て支援を行っています。 |
| | 乳幼児健康支援一時預かり | 病気の回復期に集団生活が困難な乳幼児を対象に、一時的に保育を行い、保護者の子育て及び就労の支援を行っています。 |
| | 保育料の軽減 | 子どもが3名以上の家庭を対象に、第三子以降の保育料を軽減し、支援を行っています。 |
| | 母子衛生の指導 | 子育て不安を持つ保護者を対象に、子育て支援を行っています。 |
| | 通園費及び通学費の負担の軽減 | 一部地域の遠距離通園児や通学児童を対象に、通園費や通学費の補助を行い支援を行っています。 |
| | 地域子ども教室の開催 | 小・中学生を対象に、町民有志のボランティアによる体験活動を実施し、子育て支援を行っています。 |
| | 教育相談窓口の開設 | いじめ、不登校をはじめとする人間関係や学習面・生活面、さらに家庭での困りごとなどの相談窓口を開設しています。 |
| | 心の教室相談員の配置 | 生徒の悩みやストレスを和らげ、解消するために、中学校に相談員を配置しています。 |
| 高齢者支援 | 就労機会の確保 | シルバー人材センターを設置し、60歳以上の方の就労機会を確保しています。 |
| | 緊急通報体制の整備 | 在宅独居の高齢者や障害者を対象に、緊急通報装置を設置しています。 |
| 自然災害支援 | 自然災害被災者の住宅再建の支援 | 自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者を対象に、住宅の再建を支援するため、再建支援費の財源を「鳥取県被災者住宅再建支援基金」に積み立て安心な定住への支援を行っています。 |
| | 住宅耐震化支援 | 住宅の所有者を対象に、耐震化のための費用の一部を支援しています。 |